

社債募集要項

平成25年7月

五洋食品産業株式会社

GOYOfoods
Go! Best the Future by Cheer Foods.

■本債券の主なリスク

- 1.金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。
 - 円貨建て債券は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、金利水準の変化に対応して価格が変動すること等により、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生ずるおそれがあります。
 - 本債券は、市場で取引されない円貨建て債券であり、証券会社での店頭取引も予定されていないため、償還日より前に換金する場合には、相対取引での譲渡となりますので、流動性(換金性)が著しく低く、譲渡することができない可能性があります。
- 2.有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。
 - 円貨建て債券の発行者の信用状況に変化が生じた場合、投資元本を割り込み損失(元本欠損)が生ずるおそれがあります。
 - 円貨建て債券の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
 - 本債券は、主な格付機関による格付がなされていないため、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いといえます。
- 3.流動性(換金性)が著しく低いことによって損失が生じるおそれがあります。
 - 本債券は、市場で取引されている債券と異なり、証券会社での相対取引も予定されておらず、流動性(換金性)がありません。譲渡をご希望の場合には、譲渡先はご自身で見つけていただく必要があります。また、本債券には、譲渡制限が付されており、譲渡をご希望の場合には、あらかじめ発行会社の取締役会による承認が必要です。また、発行会社の承認が得られない場合には、売却や購入ができないことがございます。したがって、本債券を売りたいときに売れない、買いたいときに買えないことがございます。
 - 当社は、本債券の買取りはいたしません。
- 4.その他、本債券には以下のようなリスクがあります。
 - 本債券は、無担保・無保証です。

■留意事項

- 本債券の発行者の主なリスクは、平成25年7月12日公表の「平成25年5月期決算短信(日本基準)(非連結)(以下「決算短信」という。)」添付資料1.経営成績(4)事業等のリスクに記載されておりますので、ご確認くださいませようお願いします。
- 本債券の発行者の経理の状況は、決算短信添付資料4.財務諸表に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願いします。
- 本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 本債券は、格付機関による格付がなされている債券および市場で取引されている債券に比してリスクの程度が高いといえるため、お取引の際には、お客様の資力、投資目的及び投資経験等に照らし、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 社債受け取り利息への課税について
 - ◆金融機関の定期預金などと同様に、受け取り利息には所得税及び住民税が課税されます。また、平成25年より「復興特別所得税」が導入されており、所得税に2.1%が課税されております。なお、本社債の受け取り利息にかかる諸税金については、発行者による源泉徴収処理を行うため、お客様による申告の必要はありません。
 - ◆非課税制度のご利用の有無にかかわらず、途中売却の際の経過利子は課税額が引かれた金額で計算されます。

<参考資料>金融商品にかかる復興特別所得税について

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（2011年12月2日付）」が交付され、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に対して2.1%の「復興特別所得税」が課されることとなりました。

これに伴い、金融商品にかかる税率が変更され、上場株式や社債などの譲渡益（売買益）や配当・利子などに係る所得税に対して、2013年1月1日以降は復興特別所得税が課されます。

例) 所得税 15%の場合

$$15\% + (15\% \times 2.1\%) = 15.315\%$$

復興特別所得税を加算した有価証券の売買等に係る税金

		2013年1月	← 25年間 →	2038年1月	
			2014年1月		
上場株式等の譲渡益・ 配当金等※	10% 所得税 7% 住民税 3%	10.147% 所得税 7.147% 住民税 3%	20.315% 所得税 15.315% 住民税 5%		
公社債の利子 公社債投資信託の分配金等	20% 所得税 15% 住民税 5%	20.315% 所得税 15.315% 住民税 5%			← 本社債はこちらに該当します

※上場株式等には、上場ETF・REIT・公募株式投資信託を含みます

【社債募集要項】

【会社名】 五洋食品産業株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役 舛田圭良
【本店の所在の場所】 福岡県糸島市多久819番地2
【電話番号】 092(332)9610
【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 山北俊明
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【届出を対象とした募集金額】 一般募集 第3回無担保社債(2年債) 14,700,000円
一般募集 第4回無担保社債(3年債) 24,500,000円
一般募集 第5回無担保社債(5年債) 49,000,000円
計 88,200,000円
※一般募集の金額は有価証券通知書提出日現在の見込額であります

【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
88,200,000	200,000	88,000,000

【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行の手取金である差引手取概算額 88,000,000円は、国内外向けの販売促進プロモーション費用、商品企画開発費用、生産効率向上・品質向上及び新商品への対応を目的とした新規生産設備の導入、既存生産設備の維持改修並びに工場内環境の改善、季節性運転資金に充当する予定であります。

1 【新規発行（売出）有価証券（2年債）】

銘柄	種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
五洋食品産業株式会社 第3回無担保社債	無担保普通社債		14,700,000	—

取締役会決議 平成25年7月12日
 発行券額面の総額 14,700,000円（募集社債の金額1□300,000円 49□）
 利率 年3.0%
 償還期限 平成27年8月31日

2 【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件（2年債）】

(1) 【募集の場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格（円）	資本組入額	申込期間	払込期日
社債 （短期社債を除く）	—	300,000	—	自平成25年7月16日 至平成25年8月9日	平成25年8月16日

直接募集

(2) 【売出しの場合】 該当なし

3 【有価証券の引受けの概要（2年債）】 該当なし

4 【過去1年以内における募集又は売出し（2年債）】 該当なし

五洋食品産業株式会社 第3回無担保社債（2年債）募集要項

本要項は、五洋食品産業株式会社、（以下「会社」という。）が平成25年8月16日に発行する第3回無担保社債（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

第1条 本社債の条件は、下記のとおりとする。

- (1) 会社の商号 五洋食品産業株式会社
- (2) 募集社債の総額 金 14,700,000円
- (3) 社債の形式 無担保社債
- (4) 各募集社債の金額 金 300,000円の1種
- (5) 社債の払込金額（発行価額） 額面100円につき100円
- (6) 償還金額 額面100円につき100円
- (7) 利率 年3.0%
- (8) 償還方法及び期限

本社債の元金は、平成27年8月31日にその全額を償還する。

(9) 利息の支払方法及び期限

- ① 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年11月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各末日にその日までの前半箇月分を支払う。
- ② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ③ 繰上償還など半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、1箇年を365日として日割をもって計算する。
- ④ 償還期限後は、利息をつけない。

(10) 第三者譲渡の方法及び譲渡制限

- ① 社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。
- ② 譲渡価格は利息の付された経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。

(11) 社債券の発行 本社債は社債券を発行しない。

(12) 物上担保または保証 本社債には物上担保及び保証は付されていない。

(13) 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている

(14) 元利金支払場所 糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社

(15) 社債元利金請求権の事項（会社法第701条） 社債の請求権は10年を経過するとき時効に因って消滅する。
利息の請求権は5年を経過するとき時効に因って消滅する。

(16) 申込期間 平成25年7月16日から平成25年8月9日まで。ただし、申込額が募集額に達したときは期間中であっても申込みを締め切るものとする。

(17) 募集方法 一般募集

本社債の応募額が発行価額の総額を超過する場合は、応募順に本社債を割当てて発行する。応募額が発行価額の総額を超過する部分に対しては本社債を発行しない。

(18) 払込期日 平成25年8月16日

(19) 払込銀行 株式会社西日本シティ銀行 比恵支店 普通預金 No.1173674
口座名義人 ゴヨウシヨクヒンサンギョウ（カ）

(20) 申込取扱場所 糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社

(21) 社債管理者 本社債は会社法第702条但し書きの条件を満たすので社債管理者は設置しない。

第2条 本社債の移転は、取得者の氏名および住所を社債原簿に記録しなければ本要項に基づく権利を会社に主張できない。

第3条 本要項に基づく通知は、社債原簿に記載された本社債権者の住所宛に書面をもって行うものとする。

第4条 金融商品取引法第23条13第3項に基づく告知内容は、下記の通りとする。

- (1) 金融商品取引法第4条第1項の届け出がないこと
今般の取得の申込の勧誘は、発行価額の総額が1億円未満であるため金融商品取引法第4条第1項5号の定めにより、その発行に関し、金融商品取引法第4条第1項による届出は行われていない。
- (2) 一括譲渡以外の譲渡禁止の旨
社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

本要項に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、本社債権者と会社は合意のうえ、その都度これに関する契約を締結し、その契約は本要項と一体をなすものとする。

5【新規発行（売出）有価証券（3年債）】

銘柄	種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
五洋食品産業株式会社 第4回無担保社債	無担保普通社債		24,500,000	—

取締役会決議 平成 25 年 7 月 12 日
 発行券額面の総額 24,500,000 円（募集社債の金額 1 □ 500,000 円 49 □）
 利率 年 3.5%
 償還期限 平成 28 年 8 月 31 日

6【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件（3年債）】

(2)【募集の場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日
社債 (短期社債を除く。)	—	500,000	—	自平成 25 年 7 月 16 日 至平成 25 年 8 月 9 日	平成 25 年 8 月 16 日

直接募集

(2)【売出しの場合】該当なし

7【有価証券の引受けの概要（3年債）】該当なし

8【過去1年以内における募集又は売出し（3年債）】該当なし

五洋食品産業株式会社 第4回無担保社債（3年債）募集要項

本要項は、五洋食品産業株式会社、（以下「会社」という。）が平成25年8月16日に発行する第4回無担保社債（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

第1条 本社債の条件は、下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 会社の商号 | 五洋食品産業株式会社 |
| (2) 募集社債の総額 | 金 24,500,000円 |
| (3) 社債の形式 | 無担保社債 |
| (4) 各募集社債の金額 | 金 500,000円の1種 |
| (5) 社債の払込金額（発行価額） | 額面100円につき100円 |
| (6) 償還金額 | 額面100円につき100円 |
| (7) 利率 | 年3.5% |
| (8) 償還方法及び期限 | |

本社債の元金は、平成28年8月31日にその全額を償還する。

(9) 利息の支払方法及び期限

- ⑤ 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年11月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各末日にその日までの前半箇月分を支払う。
- ⑥ 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ⑦ 繰上償還など半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、1箇年を365日として日割をもって計算する。
- ⑧ 償還期限後は、利息をつけない。

(10) 第三者譲渡の方法及び譲渡制限

- ③ 社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。
- ④ 譲渡価格は利息の付された経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。

(11) 社債券の発行 本社債は社債券を発行しない。

(12) 物上担保または保証 本社債には物上担保及び保証は付されていない。

(13) 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている

(14) 元利金支払場所 糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社

(15) 社債元利金請求権の事項（会社法第701条） 社債の請求権は10年を経過するとき時効に因って消滅する。
利息の請求権は5年を経過するとき時効に因って消滅する。

(16) 申込期間 平成25年7月16日から平成25年8月9日まで。ただし、申込額が募集額に達したときは期間中であっても申込みを締め切るものとする。

(17) 募集方法 一般募集

本社債の応募額が発行価額の総額を超過する場合は、応募順に本社債を割当て発行する。応募額が発行価額の総額を超過する部分に対しては本社債を発行しない。

(18) 払込期日 平成25年8月16日

(19) 払込銀行 株式会社西日本シティ銀行 比恵支店 普通預金 No.1173674
口座名義人 ゴヨウシヨクヒンサンギョウ（カ）

(20) 申込取扱場所 糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社

(21) 社債管理者 本社債は会社法第702条但し書きの条件を満たすので社債管理者は設置しない。

第2条 本社債の移転は、取得者の氏名および住所を社債原簿に記録しなければ本要項に基づく権利を会社に主張できない。

第3条 本要項に基づく通知は、社債原簿に記載された本社債権者の住所宛に書面をもって行うものとする。

第4条 金融商品取引法第23条13第3項に基づく告知内容は、下記の通りとする。

- (1) 金融商品取引法第4条第1項の届け出がないこと
今般の取得の申込の勧誘は、発行価額の総額が1億円未満であるため金融商品取引法第4条第1項5号の定めにより、その発行に関し、金融商品取引法第4条第1項による届出は行われていない。
- (2) 一括譲渡以外の譲渡禁止の旨
社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

本要項に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、本社債権者と会社は合意のうえ、その都度これに関する契約を締結し、その契約は本要項と一体をなすものとする。

9【新規発行（売出）有価証券（5年債）】

銘柄	種類	発行（売出）数	発行（売出）価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
五洋食品産業株式会社 第5回無担保社債	無担保普通社債		49,000,000	—

取締役会決議 平成 25 年 7 月 12 日
 発行券額面の総額 49,000,000 円（募集社債の金額 1 口 1,000,000 円 49 口）
 利率 年 4.0%
 償還期限 平成 30 年 8 月 31 日

10【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件（5年債）】

(2)【募集の場合】

区分	発行（売出）数	発行（売出）価格	資本組入額	申込期間	払込期日
社債 （短期社債を除く。）	—	1,000,000	—	自平成 25 年 7 月 16 日 至平成 25 年 8 月 9 日	平成 25 年 8 月 16 日

直接募集

(2)【売出しの場合】該当なし

11【有価証券の引受けの概要（5年債）】該当なし

12【過去1年以内における募集又は売出し（5年債）】該当なし

五洋食品産業株式会社 第5回無担保社債（5年債）募集要項

本要項は、五洋食品産業株式会社、（以下「会社」という。）が平成25年8月16日に発行する第5回無担保社債（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

第1条 本社債の条件は、下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 会社の商号 | 五洋食品産業株式会社 |
| (2) 募集社債の総額 | 金 49,000,000 円 |
| (3) 社債の形式 | 無担保社債 |
| (4) 各募集社債の金額 | 金 1,000,000 円の1種 |
| (5) 社債の払込金額（発行価額） | 額面100円につき100円 |
| (6) 償還金額 | 額面100円につき100円 |
| (7) 利率 | 年4.0% |
| (8) 償還方法及び期限 | |

本社債の元金は、平成30年8月31日にその全額を償還する。

(9) 利息の支払方法及び期限

- ⑨ 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年11月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各末日にその日までの前半箇月分を支払う。
- ⑩ 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ⑪ 繰上償還など半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、1箇年を365日として日割をもって計算する。
- ⑫ 償還期限後は、利息をつけない。

(10) 第三者譲渡の方法及び譲渡制限

- ⑤ 社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。
- ⑥ 譲渡価格は利息の付された経過期間を考慮して、当事者間の合意によって決定するものとする。

(11) 社債券の発行 本社債は社債券を発行しない。

(12) 物上担保または保証 本社債には物上担保及び保証は付されていない。

(13) 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている

(14) 元利金支払場所 糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社

(15) 社債元利金請求権の事項（会社法第701条） 社債の請求権は10年を経過するとき時効に因って消滅する。
利息の請求権は5年を経過するとき時効に因って消滅する。

(16) 申込期間 平成25年7月16日から平成25年8月9日まで。ただし、申込額が募集額に達したときは期間中であっても申込みを締め切るものとする。

(17) 募集方法 一般募集

本社債の応募額が発行価額の総額を超過する場合は、応募順に本社債を割当て発行する。応募額が発行価額の総額を超過する部分に対しては本社債を発行しない。

(18) 払込期日 平成25年8月16日(金)

(19) 払込銀行 株式会社西日本シティ銀行 比恵支店 普通預金 No.1173674
口座名義人 ゴヨウシヨクヒンサンギョウ（カ）

(20) 申込取扱場所 糸島市多久819番地2
五洋食品産業株式会社

(21) 社債管理者 本社債は会社法第702条但し書きの条件を満たすので社債管理者は設置しない。

第2条 本社債の移転は、取得者の氏名および住所を社債原簿に記録しなければ本要項に基づく権利を会社に主張できない。

第3条 本要項に基づく通知は、社債原簿に記載された本社債権者の住所宛に書面をもって行うものとする。

第4条 金融商品取引法第23条13第3項に基づく告知内容は、下記の通りとする。

- (1) 金融商品取引法第4条第1項の届け出がないこと
今般の取得の申込の勧誘は、発行価額の総額が1億円未満であるため金融商品取引法第4条第1項5号の定めにより、その発行に関し、金融商品取引法第4条第1項による届出は行われていない。
- (2) 一括譲渡以外の譲渡禁止の旨
社債権者は、満期日前に一括譲渡以外の方法によって社債を譲渡することはできない。また、一括譲渡する場合においても、取締役会の承認を受けるものとする。

本要項に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、本社債権者と会社は合意のうえ、その都度これに関する契約を締結し、その契約は本要項と一体をなすものとする。